

## 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例

平成26年10月21日  
条例第56号

改正 平成30年3月30日条例第40号 平成31年3月29日条例第5号

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

## 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 情報通信産業に属する事業のうち、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業及びこれと関連する事業を行うための施設を提供することにより、産業の活性化を促進し、もって県内における情報通信産業及びこれと関連性が高い産業の振興に資するため、沖縄情報通信センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** センターの位置は、うるま市字兼箇段61番1とする。

(センターの管理)

**第3条** センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務

(2) 第8条の規定による使用の許可に関する業務、第14条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務、第17条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の使用の許可に関する業務

(3) センターの施設の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第5条** 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

**第6条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な使用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

**第7条** 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(使用の許可)

**第8条** センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の申請が規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。

3 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(施設の使用期間)

**第9条** 施設の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えないものとする。

2 前項の使用期間又はこの項の規定により更新された使用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(使用料等)

**第10条** 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 使用者が施設において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする。

5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(工作物等の設置等)

第12条 使用者は、その使用する施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第8条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第15条 指定管理者は、センター内における放置物件が施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第16条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第8条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第8条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第18条 使用者は、その使用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年3月規則第16号で、同27年4月1日から施行)

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(使用料の額の特例)

3 使用者に対する施設の使用に係る別表の規定の適用については、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、同表情報管理棟の項中「8,370,810円」とあるのは、「3,809,080円」とする。

追加〔平成30年条例40号〕、一部改正〔平成31年条例5号〕

附 則(平成30年3月30日条例第40号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

施設の種別	単位	金額
情報管理棟	1月につき	8,370,810円
ビジネス棟専用区画	1平方メートル 1月につき	1,410円
会議室	1室 1時間につき	360円
小会議室	1室 1時間につき	250円

#### 備考

1 使用料が1月単位で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額にその月における使用日数を乗じて計算するものとする。

2 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方

- メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 使用料が時間を単位として定められている場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を1時間として使用料の額を計算する。

一部改正〔平成30年条例40号・31年5号〕